**公立大学法人大阪第１期中期目標期間の終了時の検討について**

資料２－１

**大阪府・大阪市**

* 地方独立行政法人法第七十九条の二により、設立団体の長は、中期目標の期間の終了時までに、公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされ、検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。

【地方独立行政法人法】（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第七十九条の二　設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時までに、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

２　設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

３　設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

**業務を継続させる必要性の検討**

* 大阪府・大阪市としては、令和４年度に大学統合が実現し、大阪公立大学が誕生するとともに、統合後の大学運営及び教育研究等に着実に取り組むなど、公立大学法人大阪は、第１期中期目標を十分に達成し、その業務を着実に実施してきていると考えている。
* さらに、令和５年度に開催された第４回公立大学法人大阪評価委員会においても、第１期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績について「全体として目標を十分に達成する見込みである」と評価されている。
* 以上により、公立大学法人大阪が、第１期中期目標を十分に達成することが見込まれ、引き続き、その役割を果たしていく必要があると考えることから、公立大学法人大阪の業務を継続させることは適当である。

**組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討**

* 公立大学法人大阪の組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討については、第２期中期目標の検討を通じて行う。

**検討の結果に基づき講ずる所要の措置**

* 第２期中期目標の検討を通じて業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、評価委員会の意見を踏まえて第２期中期目標を定めることから、第２期中期目標を法人に対して指示することをもって、検討の結果に基づき講ずる所要の措置とする。
* また、第２期中期目標の公表をもって、検討結果及び講ずる措置の内容の公表とする。